

【資料１】着工後のモニタリング体制（監視体制）について

- ・ 本体工事の着工後において、ＪＲ東海が行うモニタリングの結果等については、県環境影響評価条例に基づく事後調査報告書として県に提出されることになります。このため、県環境影響評価条例に基づく枠組みの中で継続的にモニタリングしていくものとなります。
- ・ 具体的には、環境影響評価審査会の下に新たに「中央新幹線部会」を設置いたします。その上で、県と国が連携してＪＲ東海による取組をモニタリングする体制を構築します。
- ・ 具体的な流れとしては、着工後、ＪＲ東海はモニタリングの結果を定期的に報告するとともに、異常事象が発生した場合は直ちに県に報告・相談することになります。また、異常事象については、ＪＲ東海に限らず、地域の関係者が発見した場合も、県に連絡していただく体制としております。
- ・ これらの報告内容については、「中央新幹線部会」において審議していただいた上で、部会での審議結果を踏まえ、県からＪＲ東海に対し、更なる調査や対策の要請などを行うことになります。
- ・ 県単独ではＪＲ東海への要請等の判断が困難な場合には、国に助言を求めるほか、ＪＲ東海の対応が不十分な場合などには、県から国へ要請し、国からＪＲ東海に対し助言・指導を行っていただくなど、国とも連携した監視体制といたします。
- ・ このように、県、ＪＲ東海、国が、それぞれの役割を果たし、リニア工事に係る影響の把握や対策を確認していく上で、実効性のある体制を構築してまいります。

【資料２】「静岡県環境影響評価審査会中央新幹線部会設置規程」の制定

- ・ 静岡県環境影響評価審査会（以下、「審査会」という。）の下に、新たに中央新幹線部会を設置することから、設置規程を制定し、審議事項等について定めます。
- ・ 第１条では、中央新幹線部会を設置する根拠と設置する目的とともに、部会を設置することを定めるものです。
- ・ 第２条では、本規程における用語の定義を定めるものです。
- ・ 第３条では、本部会においては、審査会の審議事項のうち中央新幹線建設事業に関する事後調査報告書等に関すること等を審議することを定めるものです。
- ・ 第４条では、第３条に掲げる事項について、部会での審議を開始する時期を定めるものです。
- ・ 第５条では、部会の議事において決した事項の取扱い等について定めるものです。
- ・ なお、第５条の規定については、中央新幹線建設事業への対応においては、即時性や機動性が求められることから、このことを可能とするため、部会の議事において決した事項については、規則に基づき、改めて審査会に付議することを要しないことを定めるものです。

【資料３】「静岡県環境影響評価条例施行規則」の改正

- ・ 静岡県環境影響評価条例施行規則（以下「規則」という。）は、県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の具体的な実施手法や手続に関する規程であり、県知事が定めるものです。
- ・ 規則第 45 条第 3 項は、本部会が長期にわたるリニア中央新幹線事業の工事中及び工事完了後もＪＲ東海が行うモニタリング結果等の確認を行うため、審議会委員だけでなく、特別委員も部会長となることを妨げない規定に改めるものです。
- ・ 第 45 条第 5 項は、部会設置規程でも御説明したとおり、リニア中央新幹線整備工事への対応に当たり、即時性や機動性が求められるため、部会の決議をいただいた段階で県として対応することができるよう、「その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる」と定めるものです。具体的には、部会設置規程第 5 条第 1 項で「部会の議事において決した事項は、規則第 45 条第 5 項に基づき、改めて審査会に付議することを要しない。」と定めるものです。
- ・ なお、部会の決議をもって審査会の決議となることから、部会における議事状況等について、審査会にも把握していただく必要があるため、「部会終了後速やかに、部会の議事の結果を審査会に報告する」ことを併せて定めるものです。